

2017年5月29日
全国港湾 16 発第132号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎

辺野古新基地建設に伴う土砂等搬出入荷役作業等禁止に関する要求

政府は違法にも辺野古新基地建設に伴う土砂等の搬出入を含む本格工事に着工した。については、下記内容について要求する。

記

1. 沖縄地区港湾労働者・港運事業者の生命と安全確保について

沖縄地区港湾労働者並びに港運事業者は、これまで永年に亘り同地区港湾が戦場（兵站拠点）となり得る事態に曝されるなか、生命と安全が大いに脅かされてきた。

については、今般の情勢に鑑み、同地区港湾を戦場（兵站拠点）としない措置を直ちに政府に対し求めること。

2. 辺野古新基地建設に伴う土砂等搬出入荷役作業等禁止措置について

(1) 政府の違法行為について

政府は、辺野古新基地建設に伴う土砂等搬出入作業を行い本格工事に着工したがこれは違法行為（国内法・条例等）である。

については、健全な港運事業を営む事業者団体であり使用者団体として、政府の違法行為を看過しないこと。

(2) 辺野古新基地建設に伴う土砂等搬出入荷役作業等禁止措置について

港湾運送行為である辺野古新基地建設に伴う土砂等搬出入荷役作業等について全ての会員店社に対し行わないよう指導徹底を行ったうえで禁止すること。

3. 尚、上記第1・2項について、中央団体交渉権に基づく労使協定を締結すること。

4. そのうえで、このような政府の違法行為・施策に対し、労使共同による反対行動を取り組むこと。

以上